

古賀市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、古賀市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定すること。
- (2) こども計画(こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 10 条第 2 項の規定による計画をいう。)の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援等(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援及びこども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。)に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援等に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[省略]

附 則(令和5年3月29日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。